

空き家管理 できていますか？

空き家管理サービスのご案内



空き家は定期的な管理が重要です。

家は、使われなくなると、途端に痛みが早くなります。

空き家管理とは、定期的に空き家の状態を目視確認したり、通風などを実施することにより建物を適切に維持管理することです。



「空き家」の資産価値を維持するため



・将来の利用や賃貸・売却につながる



・倒壊の危険
・立木や草木の繁茂で景観悪化
・不法侵入、放火

ご近所へ迷惑をかけないため

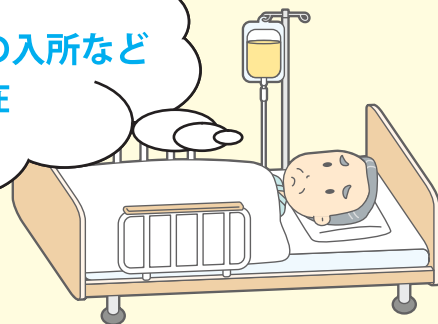
でも、様々な理由で、ご自身で管理できない場合がありますね。

遠方で管理できない



相続問題

入院、施設への入所など自宅に長期不在



そんな時は、空き家管理サービスを利用してはどうでしょうか。

管理サービスって何？

おまかせください

管理サービスとは、空き家の所有者等から依頼を受けて一定の頻度で、換気や通水などを行い、建物に異常がないかを確認する業務を指します。

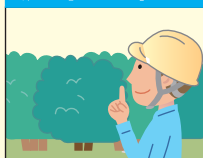
外観調査



郵便物の管理



庭木の確認



通水・換気



詳しくは、裏面をご覧ください。

お近くの「空き家管理サービス」業者をご紹介します。

(公社)岡山県宅地建物取引業協会と
(一社)岡山県不動産協会が、空き家の
管理サービスを提供する業者を登録
する制度を創設しました。不動産情報
サイト「住まいる岡山」に、空き家管
理業者リストを掲載しています



不動産情報サイト「住まいる岡山」で、空き家管理
サービスを行う業者を簡単に検索できます。

URL: <https://www.ok-smile.jp/>

※このサイトは、(公社)岡山県宅地建物取引業協会と
(一社)岡山県不動産協会が合同で運営しています。

業者リストから候補を選ぶ

A 社

会社所在地: ○○○○○○……………

連絡先: △△△……………等

B 社

会社所在地: □□□□……………

連絡先: ◇◇◇◇◇◇◇……………等



業者に問合せ (サービス・料金等の確認)

所有者と業者が契約



リストから候補を選び電話、FAX、eメ
ール等で直接、業者にお問い合わせ・ご相
談ください。サービスの内容や料金など
をご確認ください。

ご希望の業者が見つかりましたら、個別に
契約します。

ご希望があれば、空き家の賃貸・売却など
の相談にも応じます。

- ・リストに登録している業者は、両協会が実施する技術講習を受講するなど一定の要件を満たしています。
- ・両協会では、契約後にトラブルがあった場合の問合せ・クレーム等の対応も行っています。

【お問い合わせ先】

(公社)岡山県宅地建物取引業協会

電話 **086-222-2131** FAX **086-222-2179**

(一社)岡山県不動産協会

電話 **086-231-3208** FAX **086-225-1904**



その他、空き家についての相談窓口

○市町村の相談窓口 (担当課連絡先、空き家の除却補助制度等)

○関係団体の相談窓口 (住宅に関する専門的な相談、不動産・登記等の相談等)

→上記相談窓口は岡山県建築指導課ホームページからご覧いただけます。

URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/489784.html>



岡山県空家等対策推進協議会

(事務局) 岡山県土木部都市局建築指導課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7499 FAX 086-231-9354

岡山県では、県、市町村及び関係団体を構成員とした岡山県空家等対策推進協議会を設置し、市町村の空き家対策を支援しています。協議会では、(公社)岡山県宅地建物取引業協会、(一社)岡山県不動産協会と協定を結び、空き家管理サービスの広報を行い、空き家の適正管理の普及促進に取り組んでいます。